

定款の一部変更に関するお知らせ（2019年7月24日）

2018年8月16日に施行された信用金庫法施行規則の改正により、信用金庫の営業地区内に転居することが確実と見込まれる者（以下「営業地区内への転入予定者」という。）が会員資格要件として拡充されました。これを受けて、「営業地区内への転入予定者」を会員にすることができるよう定款を一部変更することといたしました。

このたび、当金庫では、2019年6月24日開催の第79期通常総代会の決議を得て、2019年7月23日付で定款を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

京都中央信用金庫 総務部（電話：075-223-8232）
またはお取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。